

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱（平成26年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「192,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行し、改正後の鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定を適用する場合には、改正前の鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の要綱の規定による報酬の内払とみなす。